

第十三回国会 衆議院 大蔵委員会 議録 第二十八号

(三四一)

昭和二十七年三月七日(金曜日)

午前十一時三十分開議

出席委員

委員長 佐藤 重遠君

理事 奥村又十郎君 理事 小山 長規君

理事 佐久間 徹君 理事 内藤 友明君

川野 芳満君 夏堀源三郎君

三宅 則義君 宮崎 靖君

宮原幸三郎君 宮腰 喜助君

松尾トシ子君 高田 富之君

深澤 義守君 久保田鶴松君

中野 四郎君

出席政府委員

検事(法務府)

検事(大蔵省)

大蔵事務次官

大蔵事務官(主)

計局法規課長

大蔵事務官

(銀行局長)

委員外の出席者

検事(検務局)

経済課長

農林事務官

(大臣官房農)

林金課課長

農林事務官

(農政局農業)

保険課長

日本輸出銀

行事務理事

日本輸出銀

行事務理事

日本輸出銀

行事務課長

専門員

専門員

専門員

専門員

三月五日

日本輸出銀行法の一部を改正する法

律案(内閣提出第四六号)

同月七日

閣議定率法等の一部を改正する法律

案(内閣提出第五三三号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

公庫の予算及び決算に関する法律の

一部を改正する法律案(内閣提出第

三八号)

農業共済再保険特別会計の歳入不足

を補てんするための一般会計からす

る繰入金に関する法律案(内閣提出

第四三三号)

農林漁業資金融通特別会計法の一部

を改正する法律案(内閣提出第四四

号)

日本輸出銀行法の一部を改正する法

律案(内閣提出第四六号)

○佐藤委員長 これより会議を開きま

す。

まず去る五日本委員会に付託されま

した、日本輸出銀行法の一部を改正す

る法律案を議題として、政府当局より

提案趣旨の説明を聴取いたしたいと存

じます。西村大蔵事務次官。

日本輸出銀行法の一部を改正する

法律案

日本輸出銀行法の一部を改正す

る法律

日本輸出銀行法(昭和二十五年法

律第二百六十八号)の一部を次のよ

うに改正する。

題名を次のように改める。

日本輸出入銀行法

本則中「日本輸出銀行」を「日本輸

出入銀行」に改める。

第一條中「輸出貿易」を「外国貿易」

に、「輸出金融」を「輸出入金融」に改

める。

第四條に次の三項を加える。

3 日本輸出入銀行は、必要がある

ときは、大蔵大臣の認可を受け

て、その資本金を増加することが

できる。

4 政府は、前項の規定により日本

輸出入銀行がその資本金を増加す

る場合においては、予算の範囲内

で、日本輸出入銀行に融資するこ

とができる。

5 政府以外の者は、日本輸出入銀

行に融資することができない。

第八條第二項中「第一項」を削る。

第十條中「専務理事」を「副總裁」に

改める。

第十一條第二項を次のように改め

る。

2 副總裁は、總裁の定めるところ

により、日本輸出入銀行を代表

し、總裁を補佐して日本輸出入銀

行の事務を掌理し、總裁に事故が

あるときにはその職務を代理し、

總裁が欠員のときにはその職務を

行う。

3 理事は、總裁の定めるところ

により、日本輸出入銀行を代表

し、總裁及び副總裁を補佐して日

本輸出入銀行の事務を掌理し、總

裁及び副總裁に事故があるときに

は總裁の職務を代理し、總裁及び

副總裁が欠員のときには總裁の職

務を行う。

4 監事は、日本輸出入銀行の業務

を監査する。

第十二條第一項中「及び監事」を、

「副總裁及び監事」に改め、同條第

二項中「専務理事及び」を削る。

第十三條から第十五條まで中「専

務理事」を「副總裁」に改める。

第十八條第一項第一号中「銀行を

いう」の下に「第三十九條第一項の

場合を除き」を加え、同條第一項第

四号を同項第六号とし、同項第三号

の次に次の二号を加える。

四 本邦からの輸出入の振興を図る

ために必要な原料、材料その他

の物資(以下「物資等」という)の

外国からの輸入が確實且つ適

時に行われることを促進するた

め、本邦輸入業者又は本邦製造

業者に対して資金を貸し付け、

又は銀行に対してこれらの者の

ためにする手形の割引をすること

と。但し、資金の貸付について

は、銀行が日本輸出入銀行とと

もにその資金の貸付を受けよう

とする者に対して資金を融通す

る場合であつて、その者が銀行

を通じて当該貸付の申込をする

ときに限る。

五 設備等の本邦からの輸出入及び

これに伴つてなされる本邦法人

若しくは本邦人からの技術の提

供又は物資等の外国からの輸入

を促進するため、本邦輸出入業

者又は本邦製造業者の債務を保

証すること。

第十八條第二項中「第三号」を、「第

五号に、「又は手形の割引」を、手

形の割引又は債務の保証に、「又は

輸入(これに伴つてなされる技術の

提供又は受入を含む。))を「若しく

は輸入(これに伴つてなされる技術

の提供又は受入を含む。))又は外国か

らの物資等の輸入に、「又は当該割

引に係る手形の支拂」を、「当該割引

に係る手形の支拂又は当該保証に係

る債務の履行」に改め、同項の次に

次の一項を加える。

3 外国からの物資等の輸入を促進

するためにする第一項第四号の規

定による資金の貸付若しくは手形

の割引又は外国からの物資等の輸

入を促進するためにする同項第五

号の規定による債務の保証は、前

項に規定する場合の外、左の各号

に掲げる場合のいづれにも該当す

るときに限り行うことができる。

一 外国からの物資等の輸入契約

に基きその対価の一部の前拂が

行われる場合であつて、当該前

拂に係る資金が、その前拂を受

ける者によつて、当該輸入契約

に基き物資等の本邦への輸出入

を行うために必要な資金の開發そ

の他事業の拡充に充てられる場

合。但し、当該前拂を受ける者

の信用状態が良好であり、且

つ、当該前拂に関する債務の履

行が確定であると認められる場合に限り。

二 当該外国からの物資等の輸入が、思惑、投機、買だめその他不健全な目的のために行われな

いと認められる場合。

第十八条の次に次の一條を加え

第十八条の二 前條第一項第五号の規定による保証に係る債務の現在額及び第三十九條第一項の規定による借入金額の合計額は、第四條に規定する資本金及び第三十八條に規定する準備金の額の合計額をこえることとなつてはならない。

第十九條の見出し中「及び手形割引歩合」と、手形割引歩合及び債務保証料率に改め、同條第一項中「並に手形割引歩合」と、「及び手形の割引歩合」と、手形の割引歩合及び債務の保証の料率に、「及び歩合」と、歩合及び料率に、「及び手形割引料」と、手形割引料及び債務保証料に、「その他の諸費」と、第三十九條第一項の規定による借入金の利子、附屬諸費に、「及び手形の割引歩合」と、手形の割引歩合及び債務の保証料率に改め、同條第二項中「及び手形の割引歩合」と、手形の割引歩合及び債務の保証料率に、「又は手形の割引又は保証に係る債務の保証料率」と、手形の割引又は保証に係る債務の保証料率に改め、「手形の支拂期限」と、「及び手形の割引」と、「手形の割引及び債務の保証」と改める。

第二十條の見出し中「及び割引に係る手形の支拂期限」と、割引に係る手形の支拂期限に改め、同條第一項中「第三号」と「第五号」に、「又は割引に係る手形」と、割引に係る手形又は債務の保証に、「又は手形の支拂期限」と、手形の支拂期限又は保証に係る債務の履行期限に改め、同條第二項中「又は技術の提供若しくは受入」と若しくは技術の提供若しくは受入又は物資等の輸入に、「困難である」と「困難であり、又は取引の実情に沿わないもの」に改め、「三年をこえ五年以内の下に」と「若しくは三月をこえ六月以内」を加え、同項の次に次の二項を加える。

る手形の支拂期限及び保証に係る債務の履行期限に改め、同條第一項中「第三号」と「第五号」に、「又は割引に係る手形」と、割引に係る手形又は債務の保証に、「又は手形の支拂期限」と、手形の支拂期限又は保証に係る債務の履行期限に改め、同條第二項中「又は技術の提供若しくは受入」と若しくは技術の提供若しくは受入又は物資等の輸入に、「困難である」と「困難であり、又は取引の実情に沿わないもの」に改め、「三年をこえ五年以内の下に」と「若しくは三月をこえ六月以内」を加え、同項の次に次の二項を加える。

3 第十八條第一項第二号又は第四号の規定により割引引いた手形の書換のために振り出された手形の割引の期限は、前二項の規定にかかわらず、三月以内のものとする

4 設備等の本邦からの輸出及びこれに伴つてなされる本邦法人若しくは本邦人からの技術の提供又は物資等の外国からの輸入を促進するためにする第一項の債務の保証は、当該設備等の輸出若しくは技術の提供又は物資等の外国からの輸入の契約に基く対価の支拂の條件その他の事由により同項の規定によることが困難であり、又は取引の実情に沿わないものと認められるときは、同項の規定にかかわらず、その履行期限が三年をこえ五年以内若しくは三月をこえ六月以内のものとなる

第二十條の見出し中「及び割引に係る手形の支拂期限」と、割引に係る手形の支拂期限に改め、同條第一項中「第三号」と「第五号」に、「又は割引に係る手形」と、割引に係る手形又は債務の保証に、「又は手形の支拂期限」と、手形の支拂期限又は保証に係る債務の履行期限に改め、同條第二項中「又は技術の提供若しくは受入」と若しくは技術の提供若しくは受入又は物資等の輸入に、「困難である」と「困難であり、又は取引の実情に沿わないもの」に改め、「三年をこえ五年以内の下に」と「若しくは三月をこえ六月以内」を加え、同項の次に次の二項を加える。

3 第十八條第一項第二号又は第四号の規定により割引引いた手形の書換のために振り出された手形の割引の期限は、前二項の規定にかかわらず、三月以内のものとする

4 設備等の本邦からの輸出及びこれに伴つてなされる本邦法人若しくは本邦人からの技術の提供又は物資等の外国からの輸入を促進するためにする第一項の債務の保証は、当該設備等の輸出若しくは技術の提供又は物資等の外国からの輸入の契約に基く対価の支拂の條件その他の事由により同項の規定によることが困難であり、又は取引の実情に沿わないものと認められるときは、同項の規定にかかわらず、その履行期限が三年をこえ五年以内若しくは三月をこえ六月以内のものとなる

第二十一條中「又は手形の割引」と

「手形の割引又は債務の保証」に改める。

第二十二條中「又は手形の割引」と「手形の割引又は債務の保証」に、「利率及び期限」と「利率、歩合又は利率及び期限、物資等の品目」に改め、「回収の方法」の下に「債務の保証の履行の方法」を加える。

第二十四條中「輸出金融」と「輸出入金金融」に改める。

第二十六條第二項中「手形割引料」の下に「債務保証料」を加え、附屬諸費及び資産の運用損失金と、第三十九條第一項の規定による借入金の利子及び附屬諸費に改める。

第三十八條の見出しを「利益金の処分及び国庫納付金」に改め、同條第一項中「これを」を「左の各号に掲げる金額のいずれか多い額」に改め、同項に第一号及び第二号として次のように加える。

一 当該利益金の百分の二十に相当する額

二 毎事業年度末における資金の貸付残高及び割引に係る手形の現在額の合計額の千分の七に相当する額（その額が当該利益金の額をこえるときは、当該利益金の額）

第三十九條を次のように改める。

（資金の借入）
第三十九條 日本輸出入銀行は、第十八條第一項に規定する業務を行うため必要な資金の財源に充てるため、政府から資金の借入をし、又は外国の銀行その他の金融機関から外貨資金の借入をすることができ

2 政府は、日本輸出入銀行に対して資金の貸付をすることができ

3 第一項に規定する場合を除く外、日本輸出入銀行は、資金の借入をしてはならない。
第四十三條第一項中「及び監事」を「副總裁及び監事」に改め、同條第二項中「専務理事及び」及び「専務理事又は」を削る。

第四十六條第二号中「承認」を「認可又は承認」に改め、同條第五号中「第三十九條」の下に「第三項」を加え、同号を同條第六号とし、以下一

号ずつ繰り下げ、同條第四号の次に次の一を加える。
五 第十八條の二に規定する額をこえて債務の保証をし、又は資金の借入をしたとき。
第四十七條中「第八條」を「第七條」に改める。

附則 第九項中「日本輸出入銀行」を「日本輸出入銀行」に改める。
附則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 改正後の日本輸出入銀行法第三十八條の規定並びに附則第七項、第

八項及び第十三項の規定は、日本輸出入銀行の昭和二十七年四月に始まる事業年度から適用し、日本輸出入銀行の同年三月に終る事業年度分の利益金の処分、所得税、法人税及び地方税については、なお従前の例による。

3 この法律施行の際日本輸出入銀行の専務理事である者は、別に許令を用いないで、その職改正後の日本輸出入銀行法第十二條第一項の規定により日本輸出入銀行の副總裁として任命されたものとみなす。

4 前項に規定する日本輸出入銀行の副總裁の任期は、改正後の日本輸出入銀行法第十三條第一項の規定にかかわらず、同項の任期からその者が日本輸出入銀行の専務理事として在任した期間を控除した期間とする。

5 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。
第十九條第七号中「日本輸出入銀行」と「日本輸出入銀行」に、「日本輸出入銀行法」と「日本輸出入銀行法」に改め、同條第十八号中「日本輸出入銀行」を「日本輸出入銀行」に改める。

6 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。
第五條第六号ノ二を次のように改正する。
六ノ二 日本輸出入銀行ノ免スル証書

7 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三條第六号を次のように改める。

六 日本輸出入銀行

8 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四條第二号中「及び住宅金融公庫」を「住宅金融公庫及び日本輸出入銀行」に改める。

9 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第十二條第一項第五号中「日本輸出入銀行」を「日本輸出入銀行」に改める。

10 貨金業務の取締に関する法律（昭和二十四年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第二條第二項第二号中「日本輸出入銀行」を「日本輸出入銀行」に改める。

11 国庫出入納金算定法（昭和二十五年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「日本輸出入銀行」を「日本輸出入銀行」に改める。

12 予算執行職員等の責任に関する法律（昭和二十五年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第九條第一項中「日本輸出入銀行」を「日本輸出入銀行」に改める。

13 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十四條第三号中「住宅金融公庫」の下に「日本輸出入銀行」を加える。

融公庫」の下に「日本輸出入銀行」を加える。

○西村（憲）政府委員 たいだいま議題となりました、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案の提案理由を、御説明いたします。

日本輸出入銀行は、わが国のプラント設備等機械輸出入の促進をはかるため、昭和二十五年十二月二十八日、資本金百五十億円をもつて設立されたのであります。その後における融資状況その他諸般の情勢にかんがみまして、去る第十二国会において、日本輸出入銀行法の一部を改正して、その資本金を百七十億円に増加する措置をとつたのであります。しかしながら、わが国経済の拡大発展を将来にわたつて確保するためには、輸出入の振興をはかることも、重要原材料の外国からの継続的な輸入を、せむとも確保する必要があるものであります。このような観点から見て、政府はこのたび日本輸出入銀行を、日本輸出入銀行に改め、これに一般の市中銀行の行いがたいような特殊の輸入金融業務を行わせる等、所要の措置を講ずることとしたのであります。

以下その要点を申し述べます。第一に、日本輸出入銀行は、従来のプラント輸出促進のための輸出金融業務とあわせて、わが国の輸出入の振興に役立つ原材料その他の物資の外国からの輸入に關し、その対価の一部の拂いが行われる等、特定の場合について輸入金融業務を行うこととした点であります。

第二に、わが国のプラント輸出契約の実情にかんがみまして、その融資期間を最短期間六箇月から三箇月に短縮したことでありました。

第三に、新たに債務保証業務を行い得ることとした点でありまして、将来事態の推移によつては、これにより外資の導入にも一層の便益を與へ得るものと、期待されるのであります。

第四に、業務の拡充に即応し、その資力の充実に資するため、政府からの資金の借入れ、及び外国からの外貨資金の借入れを、認めることとした点であります。明年度予算におきまして、米國對日援助見返資金特別会計から、三十億円の借入れをすることになつております。

第五に、その利益金の一定割合を國庫に納付することとし、これに伴い、法人税等の非課税の取扱ひをすることとした点であります。

以上この法律案の提案の理由、並びにその内容の概要を御説明いたしました。したが、何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

○佐藤委員長 次に公庫の予算及び決算に關する法律の一部を改正する法律案、農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に關する法律案、農林漁業資金融通特別会計法の一部を改正する法律案、及びたいだいま説明を聴取いたしました、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案の四案を、一括議題としてこれを許します。質疑は通告順によつてこれを許します。佐久間徹君。

○佐久間委員 たいだいま議題となりました農業共済再保険特別会計のこと、お尋ねしたいと思うのであります。

これは元來が保険組織になつておるのでありますけれども、要するに政府がこの問題を、最終的に決決して行く役割を果すわけでありまして、その観点から申しますと、社会政策的の意味が多分に含まれておるわけでありまして、農家の経営面に國家が補償をする、援助をするというふうな建前を持しておるものであると、私は考えておるのであります。従いまして、もとよりこれに對しては、最終決済におきまして、國庫から相當の援助を與へて行くというふうなことになるのは當然でございまして、しかし國の經濟が非常に苦しいことは、先刻御承知の通りでありますので、その経営とでも申しますか、それについては十分に考えて行かなければならない。できることならばバランスをうまくとつて、國家に對してはあまり多くの負担をかけずに行けるようにするということが、一番好ましいのであります。しかしながらわが國のごとく災害が非常に多い、ことに昨今は續いて災害があるというわけでありまして、これはとうてい普通の採算を考へてやれない事業の一つである。そこで今回のように相當額の、七億一千七百万円以上の不足を生じて、これを決済しようとするのであります。これを決済しようとした通り、社会政策の一環いたしまして、やむを得ないことであるとは思いますが、この経理面についてなごお下り下り、多少質問して参りたいと思つてあります。一体この料率が問題になるわけでありまして、ここに資料をただいまいたしたいわけでありまして、今日いただいたすぐ質問に立つわけ、よく事情がわからないので、あるいはは

なはだ質問の要領を得ないかもしれませぬけれども、よくひとつ納得の行くように、説明していただきたいと思つてあります。

まず第一にお尋ねしたいことは、この掛金の算定の基礎をどういうふう、あるいはやつておられるか、一応御説明を承りたいと思つてあります。

○久家委員長 たいだいま掛金の算定方法につきまして、概略を述べようというお話でございまして、お手元に資料をお配りいたしましたので、それに基きましてごく簡単に御説明申し上げます。御承知の通りこの補償制度におきましては、末端の組合の共済關係、それから連合会段階におきまして、それを保險いたしました、さらに國の段階でそれを再保險するといふ、三段階になつておるわけでありまして、その基礎になります掛金の問題につきましては、農作物、それから畜産、家畜、それぞれ違つたわけでありまして、一番基本になります水稻につきまして、その概略を申し上げたいと思つてあります。

この掛金は、五年ごとに一律に改訂する形になつておりました。補償制度が二十二年から発足いたしました、ちよと本年の二十七年四月に、補償制度になりましたから最初の改訂が行われるわけでありまして、そこで從來この補償制度を実施いたしましてから五年の間に、不幸にいたしまして、特に異常な災害が累積いたしました、國の特別会計におきましては相當の不足金が出、また連合会段階におきまして不足金が出まして、その処理をめぐりまして、昨年の三月に閣議の決定がございまして、ちよと料率の改訂期を控えて、その料率の改訂の中に、過

去の不足金の要因を徹底的に分析して、新しい料率をきめようということになつたわけでございます。その閣議の線に沿ひまして、今度実施いたします料率の改訂を、検討して参つたわけでございますが、その若干の経過を申し上げますと、ただいまお配りしました資料、水稻の共済掛金標準率、これの第一ページのところの色刷りのところがございまして、それで見ていただきますと、一番右の方にございまして、現行の料率になつておりますので、その左が改訂料率でございます。この間いろいろ案が出ておりますのは、結局料率を合理的に改訂しなければならぬが、同時にその農家負担の限度がございまして、それとの板ばさみになりまして、種々経緯の結果、一番左のような形にきまつたわけでございます。この内容についてはあとで申し上げますが、大きくわけまして、全体の被害率につきまして、それを通常の被害率と、それから異常の被害率と超異常の被害率、こう三つにわけられるわけでございます。これは過去の二十年間の被害率に基づきまして、それを計数的に整理した結果、大体通常と思われる部類につきまして通常被害率というものをきめ、その被害率につきまして、それ以上を越えたものを切つてしまつておいて、通常の被害率の中で過去の二十年間の統計によりまして、それを平均いたしましたものを、通常の標準掛金率というふうに出すわけでございます。そこで全体の被害率そのものにつきますと、昨年の閣議のときに問題になりまして、従来は二十年間の被害率を、ただ数字的に同じウェイトで扱つたわけでございますが、災害

が非常に累積しましたので、最近の被害率にウェイトを置きまして、計算するという方針を立てました。ちようど本保險制度が、昭和十四年から保險法ができたので、その保險法を実施する前の段階と、それからこの補償制度に移りました二十二年までの段階と、それから補償制度に移つてからの段階、こう三つにわけまして、一番最初のものを一、それからその次のものを二、最近の補償制度になりましてからのウェイトを、三というふうな形にウェイトを置いて計算し、通常、異常、超異常という被害率を出し、それ々の掛金率をきめたわけでございます。その際の通常の被害率につきましては、先ほど申しましたような各県ごとに、その二十年間の被害率を、それ々のウェイトを置いて計算いたしました。それから異常の被害率につきましては、各県ごとではなしに、相当大きなグループにわけまして、計算いたしておるわけでございます。それでそれ々の掛金の率が県ごとに一応きまりまして、それを各市町村の段階までこまかく、危険度合いに應じてわけて参るわけでございますが、その際に従来とくはほんとうの被害率と掛金率というものが、必ずしもマッチしないという形がとられておりましたので、今度の改訂におきましては、各県にまで数字がおりました場合に、それを各市町村の被害率にできるだけマッチしますよう、指導して行くという形をとつて行くこととしておるわけでございます。それによつて負担の公平という問題もはかり得ると考えるわけでございます。ただ問題になりますのは、このたびの料率の改訂におきまして、農家の負担

を増すわけに行かないということか、安全割増しを落して計算いたしておりますので、その点さらに問題をあとに残しているような状況でございます。○佐久間委員 これだけの赤字を出しておるのでありますから、ほんとうにこれをマッチするように、料率を損害に見合つて訂正して行くということになると、これは相当料率を上げなければいかぬということになるだろうと思ふのです。ところが農家の場合におきましては、現在の経済面から考えてみると、そう大きな負担をこれにかけるということもできない。こういう非常につらい立場がそこに出て来るわけだと思ふのです。そこでそれではこれをどういうふうにいかにあはれにして行つたらいいか。このごろよくはやり言葉に、合理的経営という言葉を言つておりますが、そうすると、危険の程度に應じて料率をかけるよりしかたがない。その結果は、たとえば九州方面の宮崎県なんかは、相当高い料率をとらなければ引合はなくなる。ところが千葉県のときはほとんどない。そうすると安い料率でやる、こういうことになつて行くわけなのでありますけれども、そこでまた矛盾が出て来るわけです。共済という建前からして、お互いが助け合つて行くわけですから、お互いが平等にこれを負担して行つて、いつ災害が起るかかわからぬから、それに備える。もしかりに宮崎県に大きな災害があつた場合には、災害のないところの保險料をもつて、これを救済し補填して行く、こういうことが本筋であらうかと思ふのです。そこでそのあはれい程度合いが、非常にむずかしくなる

わけでありまして、これに苦慮をなさつておる姿はよくわれ／＼もわかつております。しかし何と言つても多額の保險料をとり、農家に苦しみをかけようなどであるならば、せつかくこの良制度が死んでしまふ。できることなら農家に非常に軽減した料率負担をかけて、国家がこれを補償して、できるだけ円滑に運営して行くということに、結論はなるだろうと私は思ひます。そこで農業共済再保險特別会計のうちの構造を分析して考えてみると、再保險支拂基金勘定と、それから農業勘定と家畜勘定と業務勘定、この四つに大別することができるわけでありまして、そのうち今取上げておるものは、第一番目の再保險支拂基金勘定の分であらうと思ふ。それはここに書いてありますからわかりますが、農業勘定と家畜勘定と業務勘定について、その金額をひとつ明示していただくことはできませんか。○久米説明員 ただいま農業勘定、家畜勘定、業務勘定についての数字的のお話でございますが、二十七年年度予算の数字を申し上げればよろしいと思ふわけでございます。ただその前に、数字を整理いたしますので、一応基金勘定との関係だけを先に申し上げておきたいと思ひます。御承知の通り國の特別会計におきましても、累年赤字が出まして、これを当初借入金でまかなない、その後二十四年からは借入金という形ではなしに、一般会計から補填して、もちろん特別会計といたしましても一応均衡の建前に立つておりますので、それを将来特別会計に黒が出ました場合に、お返しをするという形で処理して参つたわけでございます。ただ二十

六年度におきまして、幸い特別会計に基金金がございまして、毎年々々の不足金が将来は均衡するといいたしまして、そのとき／＼の支拂いに充てますために、昨年度二十五億の基金勘定を設定しております。それによつて實際の支拂いに充てて行くという形がとられたわけでございます。さらに二十七年年度におきましては、農作だけではなしに、家畜関係につきましてもさらに三億の基金を、設定していただくという形になつておまして、今後の処理といたしましては、不足金そのもののプラス、マイナスは、特別会計のそれぞれの勘定によつて出て参りますが、年々の不足金の支拂いに充てるためには、その基金勘定から、それ／＼農業勘定あるいは家畜勘定を通じて、實際の支拂いがなされて行く。そうして農業勘定なり家畜勘定に剰余が生じた場合には、まず基金をわけまして、さらに従来の不足金を補填して、ただいまの不足金を補填していただいた方がございまして、その余りが出ました場合には、一般会計にお返しして行くというやり方になるわけでございます。○佐久間委員 ただいま私の質問は、この再保險支拂基金勘定を申し上げたのではなくて、これはなるほど二十六年三月に出ました法律五十七号につて新設されたものであつて、二十六年度には二十五億圓が一般会計から繰入れられてゐる。これは二十六年度には使用されなくて、二十七年年度に持ち越してゐるわけで、二十七年年度においては、さらに三億圓が一般会計から繰入れられてゐる。こういうわけになつており、これはよくわかつておりますが、農業勘定の方では農作物及び畜に

関する保険事業、これも相当赤字になつてゐるのだらうと思ふのですが、この点はどうですか。

○久宗説明員 二十五年の不足金の数字について申し上げるべきであつたのですが、資料に実は手違いがございまして、お手元に配つておりませんので申し上げます。二十五年年度におきましては、再保険料収入といたしましては、予算として二十八億六千五百万円が収入として載つてゐるわけでございます。さらに予備費といたしまして十億二千二百万円載つております。その内容は、この中で約九億近いものが、一般会計からの不足金の補填として計上されておるわけでございます。

これは先ほど御説明いたしましたように、二十三年年度までは、不足金の支拂いにつきましては、借入金でまかなつたわけでございますが、二十四年度からはそういう形がとれませんので、一般会計から補填するといふやり方をとりました。ただ年度当初におきまして、当然過去の経験から見まして、一定の不足金が予想されますので、過去の不足金の平均をとりまして、それを一応予備費の中に計上したわけでございます。そうして年度途中でそれをいれまして、さらに具体的な不足金が出ますので、それについて二十五年年度に、一般会計からさらに八億八千七百万円ほど、年度途中で補正予算として繰入れております。以上先ほどの再保険料収入を合計いたしますと、この額が四十七億七千五百万円になります。これだけの財源があつたわけでございますが、実際の支拂いはどうなつたかと申しますと、二十五年産の水稲に對する再保険料の支拂額は、三十三

億五千三百万円でございます。それから陸稻で一千百万円、それから麦の關係で十八億一千五百万円、それから蚕繭關係では一千四百万円程度のものが、支拂額になつておるわけでございます。

ただこの際二十四年度水稲に對する再保険の未拂い分が、約三億ほど繰越されております。それも含めて考えますと、二十五年年度における再保険金の支拂いは、五十四億九千二百万円になつておるわけでありまして、その差がここに計上されました七億一千七百万円になるわけでございます。これは本来二十五年の問題でございますので、二十五年度の補正予算としてこれを埋めるのは当然でございますが、技術的にはその計算が、年度途中で補正予算でやるような時期にありませんので、二十六年になつてからこれを補填すべきものであつたわけでございます。しかしながら二十六年年度になりましてから、農業勘定の見直しをもつと立ててから、決定的な補填をした方がよいのではないかと、いふお話が出ましたと、さらに二十六年年度から基金ができましたので、それを処理いたしまして、決算がきまりましてから、この二十七年年度の予算の際にこれを若干計上いたしまして、二十七年年度において農業勘定に補填して、これを基金の方に返して行くといふ形をとらうといふことになつたのであります。

○佐久間委員 家畜勘定の方はどういうことになつておりますか。

○久宗説明員 家畜の方の關係は、御承知の通り毎年、いつでもこれは入る得るわけでありまして、私の方で現在資料できつちりとつておりますのは、二十五年度末の数字だけかわつておるのでありますが、その後は毎月毎月きつちり整理をすることはなかなかできにくいので、最近の状況はまだ確實につかんでおらないわけでありまして、それから予算の上で申し上げますと、未經過の問題がございまして、家畜についての未經過の処理が非常にむずかしいわけでございます。實際問題としては、その未經過分を予算上どう扱うかといふことが、依然としてまだ問題になつておるわけでありまして。

ておるのでありますが、その後は毎月毎月きつちり整理をすることはなかなかできにくいので、最近の状況はまだ確實につかんでおらないわけでありまして、それから予算の上で申し上げますと、未經過の問題がございまして、家畜についての未經過の処理が非常にむずかしいわけでございます。實際問題としては、その未經過分を予算上どう扱うかといふことが、依然としてまだ問題になつておるわけでありまして。

○佐久間委員 どうも逐條審議して行くと、幾日あつても間に合わないわけでありまして、法案が殺到しておる際、あまり時間をとるもどうかと思ひますので、私の質問の要点には一向触れて参りませんのでございしますが、これも資料等をもう少し研究してみないと、結論は出て来ないと思ひます。私の方も少し勉強してみたいと思つております。

最後に、いつても質問の最後ではございせんけれども、この條項の最後の業務勘定、これに相当問題はあつたのではないかと、いふふうな気がするものであります。たとえば連合会あたりなどは、相当經費を使つておるといふことを耳にしておるのであります。地方の団体でございまして、その經理の監督はまことに緩慢な状態にあるので、その点を私も心配しておるのであります。保険料に對する經費にはある一つのわくがあるのではないかと思ひますが、おそらくそれはどうに食いつぶしてしまつて、かんじんの保険料の方を食つて行く。従つて人件費その他の經費が、とつともなく赤字が出て来ておるといふようなことも、うわさに聞いておりますので、これを分析

してよく伺ひたいと思つておつたのであります。今、資料等によりまして的確に把握できるかどうかといふことは、はなはだ疑問とするところだと思つております。そこでこれはあとでお伺ひするといいたしまして、農業共済組合の本題になるようでありまして、これに對して政府として、将来どの程度の予算を持つかといふことは、なかなかきめにくいところではあります。料率を改訂いたしまして、今度改訂した料率によつて、大体今までの統計から勘案して、来年度はいわゆる政府支拂いが、どの程度くらいにとどまる見込みであるのかどうか。この点を見込額がもしわかつておれば、参考のためにちよつとお聞きしたい。もしそれがなかつたならば、あとで知らしてくれてもよろしいと思ひますが、その点はどうですか。

○久宗説明員 ただいま新しい料率改訂によりまして、将来どの程度国が負担するかといふお尋ねでございます。数字はあとでまとめて資料でお渡ししたいと存じますが、ただお話の中に出了た業務勘定の問題でございます。これにつきましましてはいろいろ問題がございまして、私どももいたしまして、今度の国会に補償制度の一部を改正いたしまして、検査の規定を改正いたしまして、従来の検査が非常に徹底いたしませんでしたので、この点十分な調査をいたして参りたい。特にそれにつきましましては、非常にこの補償制度の問題が、計数問題が入りましてむずかしゅうございまして、そのために知らないで、いろいろの間違いが若干あるように思ひます。そういう意味を

含めて、検査の内容は指導的内容を特に強化して参りたいといふふうに考へております。

○佐久間委員 多分そうだらうと思つて、あまり深くつつまなかつたのであります。これは非常におもしろい問題で、十分研究の余地があるわけでありまして。われわれとしては、そんなことを今ここで議論立てる場合ではございせんので、いづれ機会を見ましてひとつ根本的に御意見を伺つてみたい、こゝ実は思つておつたのでございします。

そこでさらに私がお尋ねしたいのは、最初の段階にあるところの農業共済組合、これは市町村がつくつておるわけでありまして、この組合には農家全部が入るのが一番好ましいのであります。一体これは全部の農家が入つてゐるのかどうか。もし全部が入つておらないといふと、全農家の何パーセントくらいがこれに入つてゐるのか。これをちよつとお知らせいただきたいと思ひます。

○久宗説明員 正確なパーセンテージはただいまここに持つておりませんが、もちろん当然加入の形をとつておりますので、大部分の農家はもろに入つておりますが、いわゆる常職的に申します全部の農家が入るといふ形ではないのでございします。一定の資格もございします。いわゆる常職的に考えます農家の全部だといふ形ではございせん。

○佐久間委員 それは資格があつても、なお入らない人が多分にあるように聞いてゐるのです。というのは大きな災害については、政府は来て調査をする。すぐやつて来る。ところがまあ

割合に軽微な災害については、ほとんど調査をしておらぬというのが現状だそうです。従つて一ぺんそれをいつ何日調査をするから、札を立てておけということを言つて来るそうです。そうすると農家の人たちは見てくれると思つて、札を立てて待つてゐる。一日待つてもたいていこれはすつぽかして来ないそうです。ただそういふゼスチュアを使つておるのだというところが、だん／＼農家の中に浸潤して参りました、資格がある者も最近では保険料を納めるな、納めたつてつまらぬじやないか、という観念を持つておるというところを聞いておるのですが、そういう事実がありますかどうか。

○久松説明員 ただいまの御質問でございますが、そういう事実について、私どもも耳にしていることがござります。ただそれの出で参ります一番根本的な問題といたしましては、先ほどちよつとお話しました料率が果までできまりまして、それをさらに末端の組合、町村の段階まで、制度としては危険率に應じましてそれを割振つて参りますが、二十二年に補償制度を実施いたしましたときに、まだ被害率と掛金率が本来一致すべきものである、という観念が十分徹底いたしませんで、同じ県の中でも一番高いものと低いものとの開きが、大体平均いたしまして一対一・五くらいの開きにしか、現在のところはなつていないわけでありまして、一対二くらいで、二・五くらいが一番高いところでありまして、それが今度の料率改訂におきましては、県内の開きを少くとも一対五くらいの開きにしたい。そういういたしますと、非常に被害の低いところでは低い掛金率になり

ますし、また高いところでは相当高い掛金を出していただくということになると思ひます。それが徹底しておりますので、低被害のところから非常な不満が出て参りまして、その不満が形をかえて、今いつたようなお話になるのじやないかと考えております。

○佐久間委員 御説明に従ひますと、やつぱり保険料の高低によつて多少そこに不平があるということでありまして、それがばかりではなく、先ほど私が申しました通り、軽微な——軽微といつては語弊があるかもしれませんが、キテイ台風であるとか、そういう一々大被害といつたような場合は、割合に調査が早く行われ、しかも補填が敏速になされて行く。ところがそれより割合に害虫をこうむつたとか、あるいは多少の冠水があつたとかいうような、部分的のものに対する調査が、うまく行かないというようなことを言われておるので、その点をひと十分考へてやらないと、だん／＼農家が懐疑の気持ちになつて、離れて行きはしないかということ、私は非常に心配するのです。そこでその組織がどうもうまく行つていないのじやないかというようなことも、考へざるを得ないのです。たとへば甲の部落の調査と乙の部落の調査と、それに対する調査にいろいろの情実もあり、いろいろのことを勘案してでしよう、相当の開きがここに出て来るのであつて、その点に政治的の——いなかの人ですから、われ／＼の言う政治的ではなく、あの人たちは、やはりそういったテクニクがあるのじやないかといつたようなことまで言つておるうちに、私は聞いておるのであります。どうもこの組織、たとえば現に調査員

といふものがあつて、その調査員の目をもつて、一律一体にこの調査をして行くということになると、割合に公平を期することができると思ひます。ところが部落々々に調査員がおるとか、あるいは郡単位で調査員がやつて行くといふようなことになると、視野が非常に狭いものですから、そこで公平を期し得ないといふようなこともあり得るだらうと思ふ。そういう点には将来改善する余地が十分あると思ひますが、それらの点はどういふお考えを持つておられるか。

○久松説明員 ただいまのお尋ねでございますが、評価が適正に行われるかどうかといふことが、むしろこの制度の生命ともいえる問題でござりますので、私どももこの点に特に重点を置いて考へて参りたいと思つております。具体的に申しますと、昨年の閣議で連合会不足金の問題になりました際、現在ではこれは第三者評価という形には完全になつておりませんので、そういう問題も含めまして、作報の組織と十分な連繋のとれるようなことを考へてほしいといふことが、出ておるわけでありまして。ただ現在の引受は一筆単位になつておりますので、その点で作報との直接の結びつきが、なかなかつけにくいといふふうな考へられま

す。さらに申し添えますと、この評価の問題について、特にこれを強化する意味におきまして、本年度から各県に五名ほど、専任の職員を置いていただければ、準備ができておるのでござります。

○佐久間委員 ただいまの御答弁によりまして、各県に専任を置いて公平を期して行くといふこと、これはけつ／＼なことでありまして。要するにこの共済制度といふものは、多くの人を入れたら、私の考へるところによると、これに加入しておる農家の者は八〇％くらいと記憶しておりますが、あるいはだん／＼減じて、今日ではそれ以下になつておるのじやないかというように思ふのでありまして、資格ある者は一〇〇％これに喜んで入るようになつて行かないと、だん／＼赤字が多くなつて行くわけでありまして。できるだけ取込む方法には、まだ組織の面において相手が農家の方ですから、非常にこまかい計数の念もあるいはお持ちにならな

で、資料等も十分出し、説明もし、納得の行くように理解させて行くといふような方法をとつてもらわれないと、せつ／＼協力しようといふわれ／＼の気持がそこなわれる場合が、多分にあると私は思ふのであります。農業政策の一環といたしまして、これは重要なものでありますし、将来いづ／＼な面から、大蔵関係の予算的措置を必要とする場合が出て来るだらう、この点を考へておいてほしいと思ふのです。悪い言葉でいへば、大蔵委員会を軽視するきらいがある、こうでも言いたいくところですが、そんなことはとにかくいたしまして、前もつてよく理解の行くように話して行くといふことが、事を円滑に運んで行く上において好ましいことだと私は思つております。なお、たとえば最初の階段である農業共済組合、その次の連合会、あるいは政府の三者が三位一体の形でやつて行くわけでありまして、その比率等はおのずから決つておるわけであり、またその受持つべき経費というやうなことも、おそろくはつきりしておると私は思つております。これらをこまかく碎いてお聞きするわけではござりませんけれども、あるいはその比率の経費の度合いを越えて行く場合も、想像されるわけでありまして。本問題と関連があるわけではござりませんが、本筋ではござりませんが、そこまでは私は聞く気持はござりません。ただ最後に、この制度は世界にまれな制度であつて、日本の農業経営に対して、その健全な経営に大きな役割を演じておる特異の一つの制度だといふことを、私は承知しておるわけではござりませんから、あくまで國家もこれを育成し

たいものがある、その調査員の目をもつて、一律一体にこの調査をして行くということになると、割合に公平を期することができると思ひます。ところが部落々々に調査員がおるとか、あるいは郡単位で調査員がやつて行くといふようなことになると、視野が非常に狭いものですから、そこで公平を期し得ないといふようなこともあり得るだらうと思ふ。そういう点には将来改善する余地が十分あると思ひますが、それらの点はどういふお考えを持つておられるか。

○久松説明員 ただいまのお尋ねでございますが、評価が適正に行われるかどうかといふことが、むしろこの制度の生命ともいえる問題でござりますので、私どももこの点に特に重点を置いて考へて参りたいと思つております。具体的に申しますと、昨年の閣議で連合会不足金の問題になりました際、現在ではこれは第三者評価という形には完全になつておりませんので、そういう問題も含めまして、作報の組織と十分な連繋のとれるようなことを考へてほしいといふことが、出ておるわけでありまして。ただ現在の引受は一筆単位になつておりますので、その点で作報との直接の結びつきが、なかなかつけにくいといふふうな考へられま

す。さらに申し添えますと、この評価の問題について、特にこれを強化する意味におきまして、本年度から各県に五名ほど、専任の職員を置いていただければ、準備ができておるのでござります。

○佐久間委員 ただいまの御答弁によりまして、各県に専任を置いて公平を期して行くといふこと、これはけつ／＼なことでありまして。要するにこの共済制度といふものは、多くの人を入れたら、私の考へるところによると、これに加入しておる農家の者は八〇％くらいと記憶しておりますが、あるいはだん／＼減じて、今日ではそれ以下になつておるのじやないかというように思ふのでありまして、資格ある者は一〇〇％これに喜んで入るようになつて行かないと、だん／＼赤字が多くなつて行くわけでありまして。できるだけ取込む方法には、まだ組織の面において相手が農家の方ですから、非常にこまかい計数の念もあるいはお持ちにならな

で、資料等も十分出し、説明もし、納得の行くように理解させて行くといふような方法をとつてもらわれないと、せつ／＼協力しようといふわれ／＼の気持がそこなわれる場合が、多分にあると私は思ふのであります。農業政策の一環といたしまして、これは重要なものでありますし、将来いづ／＼な面から、大蔵関係の予算的措置を必要とする場合が出て来るだらう、この点を考へておいてほしいと思ふのです。悪い言葉でいへば、大蔵委員会を軽視するきらいがある、こうでも言いたいくところですが、そんなことはとにかくいたしまして、前もつてよく理解の行くように話して行くといふことが、事を円滑に運んで行く上において好ましいことだと私は思つております。なお、たとえば最初の階段である農業共済組合、その次の連合会、あるいは政府の三者が三位一体の形でやつて行くわけでありまして、その比率等はおのずから決つておるわけであり、またその受持つべき経費というやうなことも、おそろくはつきりしておると私は思つております。これらをこまかく碎いてお聞きするわけではござりませんけれども、あるいはその比率の経費の度合いを越えて行く場合も、想像されるわけでありまして。本問題と関連があるわけではござりませんが、本筋ではござりませんが、そこまでは私は聞く気持はござりません。ただ最後に、この制度は世界にまれな制度であつて、日本の農業経営に対して、その健全な経営に大きな役割を演じておる特異の一つの制度だといふことを、私は承知しておるわけではござりませんから、あくまで國家もこれを育成し

で、農民が騒いでおりました。これは

ので、これをこの共済の対象とすることがもしできることであれば、この機会に何とかこれを取上げたらどうだ

○久宗説明員　そういう地方的な特殊作物で、その地方においては実は相当

大きな重畳税を拂つたといふものについて、そういうような御希望が多々あるわけであります。それでこの制度といふしましては、強制してやる保険と任

意共濟というのとわけておりまして、今のような特殊作物につきましては任意共濟という制度がございます。これにつきましては、各地方の特殊作物に

つきまして、組合が任意にそういう共済関係をつくりたいという場合に、連合会の承認を受けまして、連合会との関係において任意共済という制度がつ

のにつきましては、強制的に加入する
というような制度はとれませんので、
任意共済という形をとつて実施してお

任意共済になっておりますので、国が再保険関係に立つとか、負担するといったような問題は、この部分について

ではないわけでございます。ただ今のところ、尋ねのりんごの問題につきましては、おそろくそういう特殊作物を任意共済にいたします場合に、共通の問題でありませんが、過去の被害率がどうである

とか、その危険の分散の可能性がどれであるといったような問題が、非常にむずかしい問題でございまして、相当慎重にやる必要があると考えられます。

す。

○夏堀委員 任意共済ということになれはいいということですが、これは一県でもその産額は百億円ということになつておりました、これは農村経済に及ぼす影響が非常に大きい。一県に百億円という産額ですから、これはたいへんなものであります。今の御趣旨はわかりましたが、そうするとそれは県ごとの組合をつくるのがよろしいのか。あるいはまた長野とか岩手とか、りんごの生産県がありますが、こういうものが全部参加しなければならぬというところであるのか。もう一つは、国がこれに対して全然かまわないといつたら、その共済組合は非常に弱体なものであります。弱体なものにそれを組織しろといつてもどうにもなりません。やはりそういうところも考える余地はないのかどうか。この点を伺ひたいします。

○久宗説明員 保険という点から考えますと、その規模が小さければ当然困るわけでございまして、大きければ大きいほど危険も分散されますし、いいわけでありまして、ただ現行の制度におきましては、一応県内の問題として処理できないような形になつておりますので、これが今後の研究問題になつておるわけでございまして、特に特殊の作物をいろいろ取扱います場合に、その県限りで保険のプールをつくりまして、むろん不可能ではございませんが、非常に被害率も高いことになると考えられますので、掛金その他も相当高額にとらなければ、要するにプールが小さいために保険としての合理性が貰けない。従つてそういう問題につきまして、このような県単位にしかできないという問題については、さらに進

んだ検討が必要であらうと考えております。

○佐藤委員長 奥村又十郎君。

○奥村委員 私はおとくに引続いて、農林漁業特別会計についてお尋ねしたいと思ひます。特に銀行局長にお尋ねいたしますが、この農林漁業資金融通特別会計によつて、この年度末には累計で三百二十億の政府資金が流されるのであります。一体農林漁業特別会計といふものは、金融機関であるかどうかといふこと、ひとつきわめて行かぬといふこと、今の特別会計といふのは、はなはだ中途半端な制度であつて、これが今後恒常的に行われるとするならば、もうこちらで制度としてもはつきりしたものを、つくつて行かなければならぬと思ひます。おとくに農林金融課長にお尋ねしたのであります。今度はひとつ、金融機関であるとするならば、銀行局長の意見をお尋ねしておかなければならぬと思ひます。一体政府資金を流す金融機関としては、国民金融公庫、住宅金融公庫あるいは開発銀行あるいは輸出銀行、こういうふうにあつて、これらはそれ／＼独立の機関として總裁その他の責任者がきておるものであります。この特別会計においてはその責任者がきていない。政府資金を金融するについて、こういう特別会計の形態の機関といふのは、ほかに開拓者資金融通法があるもので、これはごく微々たるもので、特別会計の形態だけがこういう形態であります。そこで貸付の最後の決定は農林大臣が行ふことになつておりますが、それまでの調査及びすべての事務は、農林中央金庫あるいはその他の受託機

関がこれを行う。なお償還その他回収はこれまたすべて受託機関が行ふ。従つて金融機関としての一切の管理は受託機関が行ふ。そういういたしますと、特別会計といふものはたゞ最後の決定をするという意味で、それなら責任はどこにあるかといふと、農林大臣にあるに間違いないが、二割は受託機関が負ふ。その二割は受託機関の責任といふことにつれて、受託機関がいろいろ責任を負つて来るというわけでありまして、どうもその責任の所在がはつきりいたしませんので、こういうふうなものとはちがひ金融機関かといふことになるのですが、これもお尋ねすれば御回答のようなことで切がらあります。とにかくこういう責任の所在が明らかでないような金融機関、たゞ政府資金とはいへ、こういう制度がこれであるかどうか。これをひとつ金融機関として、それを監督する銀行局長の立場から、御意見を承つておきたいと思ひます。

○河野(通)政府委員 お答え申し上げます。この特別会計が金融機関であるかないかといふ点につきましては、金融機関に別にはつきりした定義があるわけではございませんので、なか／＼むずかしいと思ひますが、一種の資金融通の会計でありますから、やはり金融を取扱つておるものと考えていいと思ひます。こういう種類の例は、今お話のありました開拓者資金融通法もありません。ただお話のように農林大臣なら農林大臣の立場といふものが、やもすれば形式的に流れるおそれはあるわけでありまして、責任のありかをはつきりしないという点に關する限りにおきましては、お話のように言えるかと思ひます。これはやはりそれ／＼金融

の性質に應じて、こういうふうなやり方もあることであらうといふふうに考えますので、必ずしも私は全体的に考へて、不適当という結論は出ないと思ひます。

○奥村委員 実はこれは相当時間がかかるので、十分なお尋ねはできぬのでありますが、この問題は昨年にもかなり深く議論がなされたのであります。たとえて申しますと、農林中央金庫あるいはその他の金融機関に、受託機関として一切の事務をやらしてやる。そこで審査などを行う場合には、いろいろ手違ひが起つたりあるいは重大な欠陥があつたりといふことで、それでは償還ができないといふふうなことになる場合の責任は、どこに置くべきかといふ責任の所在が、實際は明らかになつて来ないのであります。そういうふうな金融機関といふものは、これはあるべきものではないといふふうに思ふのであります。これはどうもたゞいままで掘り下げて行くほどの時間がありませんのでやめますが、ともかく今のような状態で、これを放置しておくべきではないと思ひます。

○河野(通)政府委員 お答え申し上げます。この特別会計が金融機関であるかないかといふ点につきましては、金融機関に別にはつきりした定義があるわけではございませんので、なか／＼むずかしいと思ひますが、一種の資金融通の会計でありますから、やはり金融を取扱つておるものと考えていいと思ひます。こういう種類の例は、今お話のありました開拓者資金融通法もありません。ただお話のように農林大臣なら農林大臣の立場といふものが、やもすれば形式的に流れるおそれはあるわけでありまして、責任のありかをはつきりしないという点に關する限りにおきましては、お話のように言えるかと思ひます。これはやはりそれ／＼金融

の性質に應じて、こういうふうなやり方もあることであらうといふふうに考えますので、必ずしも私は全体的に考へて、不適当という結論は出ないと思ひます。

○奥村委員 実はこれは相当時間がかかるので、十分なお尋ねはできぬのでありますが、この問題は昨年にもかなり深く議論がなされたのであります。たとえて申しますと、農林中央金庫あるいはその他の金融機関に、受託機関として一切の事務をやらしてやる。そこで審査などを行う場合には、いろいろ手違ひが起つたりあるいは重大な欠陥があつたりといふことで、それでは償還ができないといふふうなことになる場合の責任は、どこに置くべきかといふ責任の所在が、實際は明らかになつて来ないのであります。そういうふうな金融機関といふものは、これはあるべきものではないといふふうに思ふのであります。これはどうもたゞいままで掘り下げて行くほどの時間がありませんのでやめますが、ともかく今のような状態で、これを放置しておくべきではないと思ひます。

○河野(通)政府委員 お答え申し上げます。この特別会計が金融機関であるかないかといふ点につきましては、金融機関に別にはつきりした定義があるわけではございませんので、なか／＼むずかしいと思ひますが、一種の資金融通の会計でありますから、やはり金融を取扱つておるものと考えていいと思ひます。こういう種類の例は、今お話のありました開拓者資金融通法もありません。ただお話のように農林大臣なら農林大臣の立場といふものが、やもすれば形式的に流れるおそれはあるわけでありまして、責任のありかをはつきりしないという点に關する限りにおきましては、お話のように言えるかと思ひます。これはやはりそれ／＼金融

てかなり放漫に流れやすい。一方農林中金の農林債券によるところの長期融資といふものは、これは債券発行の経費あるいは利息その他を計算すると、おそろく相当高い利子と経費がつく。そうすると一方は農業倉庫などのように年四分、しかも十五年ないし二十年の長期低利資金を流し、一方農林中金はかなり高い利子をもつて流すというふうになります。同じ金融においてそれほど開きをつけるというところは、農林金融において将来非常にさしつかえになるのではないか、こういう不安を持しますが、その点いかがですか。

○河野(通)政府委員 ただいまの点は私もこのようにふりかへて考えております。農林漁業特別会計によりまして、政府が今お話のように安い資金、一部は利子のつかない資金を出し、他の部分につきましては資金運用部から、一般の資金よりも安い金利で出す。こういうことをいたしますゆゑは、農林漁業金融といふものの特殊性にかんがみまして、できるだけ低利の資金、しかも長期のものを供給して行かなければならぬという、一つの政策上の要請に基いておるものだと思います。一方でそこまでの低利とかがいふような特別の措置をとらなくても、一般の金利水準で運用される資金でもつて、それがつき込まれることによつて、経営がうまく行くという面も、農林漁業の中にあると思う。それらの点については一般の金融機関並に、たとえば今お話のように農林中央金庫にいたしますれば、一般のほかの債券発行銀行と、大体同じような条件のもとにおける債券資金をもつた運営によつて、従つて農林漁業特別会計の運用よりも相

当利子が高いわけでありますが、これらの資金を調達することによつて、農林漁業の金融の円滑化に資するという面があるわけでありまして、これらもできるだけ安いに越したことはないのではありませんけれども、政府はそういう特別の援助を與えなくても、一般のベースによつて資金が供給されることによつて、金融上やはり非常に資するところがあるという面も、確かにあると思う。それらの面におきましては、今お話のような普通の債券資金なり、あるいは預金を吸収した金でもつて運用して行く、そういう面があらつてさしつかえないじゃないか。そこが具体的な問題といたしましては、安い金を出すのと、一般の金利ベースによつて供給をいたしますものとの境と申しますか、区切りはなか／＼具体的ににはむずかしい問題だと思ひます。ご抽象的なお話を申し上げて恐縮であります。そういう考へ方でもできるわけでありまして、かように考えておるわけでありまして。

○農林委員 私もう少し勉強しておかなければ、どうもお尋ねが抽象的になりますので、これはやめておきます。

農林金融課長にお尋ねいたしますが、昨日佐久間委員のお尋ねで、農林手形の利用状況に対する資料をいたいただきましたが、農林中央金庫において扱いました農林手形の資金分量と、それから農林中金以外の金融機関で扱つた資金量と、大体どんな比率になつておりますか。どうも農林手形は非常に低利であつて、金融機関としてはあまりもからぬというので、普通一般金融機関は、あまり歓迎していません

いうことを聞いておるのであります。その分量の比率をお尋ねいたしておきます。

○林田説明員 農林中央金庫とほかの銀行との取扱ひ区分でございまして、が、正確にパーセンテージを記憶いたしておりませんが、農林中央金庫が大体九割くらいを占めております。ほかの銀行につきましては、これがあまり有利でないというふうなことで、あまり取扱つておりませんので、今後におきましてはできるだけこれを取扱つていただくように、指導して行きたいと思つております。

○農林委員 銀行局長にお尋ねいたしますが、この農林手形に対する日本銀行の取扱ひは、利率の差において、たとえばほかの商業手形などの取扱ひにおいて、どの程度の差別をつけておられますか。

○河野(通)政府委員 ちよつと今手元に数字を持つておりませんが、一般の融通手形並にやつております。しかし商業手形より若干高くなりますが、かれこれ一銭八厘で割引いております。

○農林委員 そこで日銀が操作する場合において、農林手形を農林中金が買取う場合に、まず農林中央金庫の余剰金でもつて農林手形を消化させて、余剰金がいよいよ切れた場合に初めて日銀がめんどうを見る、こういうことをやつておられる模様であります。そうしますと特別に安い利子の農林手形に、農林中金の余剰金を運用させる、農林中央金庫だけは金融機関としては特別に安い面を資金を運用する、こういう不利な面に立たされると思うのであります。が、この点銀行局長はどうお考えになつておりますか。

○河野(通)政府委員 今お話の第一点の、日本銀行が資金を供給いたします場合には、その当該金融機関の資金がきゆうくつになつて来て、要するにしりをまかないきれない場合に、日本銀行が見るというところは、これは中央銀行として当然の職責と申しますか、任務であると思ひます。従いまして、資金が余つておるにかかわらず、日本銀行が資金を供給するということは、原則としていたすべきでないと考えております。

それから第一点の農林手形の金利が一般の手形に比べて安い、利子が安いことはお話の通りであります。ところがこの点につきましては、結局農林金融といふものの特殊の立場から、できるだけ安い金利、しかもそれも極端に安いといふことはできませんけれども、まかなえる限り安い金利を提供して行くことが、農民に対して有利であるという建前から、御承知のように農林金融については、三段階の段階があるわけでありまして、この段階ごとに利ざやをとります。その利ざやの割合といふものは、実は非常に狭くなつておるわけでありまして、従いましてその農林金融——農民の方々に對する農林手形を通じての金融のレートをある程度上げるならば、これは農林中金としても相当高い割引率をとれるわけでありまして、その点が結局農林金融として、できるだけ安い金利を提供しなければならぬといふことになりまして、どうなつてもその間において、今お話のようなことが起つて参るわけでありまして、これは農林中央金庫としての特殊の使命から、当然そういうことに相なるわけではないかと思ひます。

つて問題はさらに根本にさかのぼつてみますれば、農林系統金融機関の段階性的問題——個々の三段階になつております。そのものが、それ／＼さやをとつて行かなければならぬという、一つの段階性的問題にさかのぼつて議論をされる余地があると思う。その点につきましては、なか／＼いろいろな観点からむずかしい問題があらわれますので、今こゝで結論的な意見を申し上げることは、差控へさせていただきますと思ひます。

○農林委員 そこで問題が一つあると思ひます。農林中央金庫及びその傘下にあるところの各府県における信連、これらは農林金融を担當しておるために、特に安い利子の金を運用しておる。また農林手形については非常に利ざやが薄い。そこでそういう安い方面に金を運用しておる農林金融機関として、当然の使命であるといへばそれきりでありまして、そこでこの金詰まりの際に、また金利の高い際に、そういう系統金融機関から／＼／＼／＼の方面へ金が流れようとしてゐる。たとえば單位農業協同組合の金が信連に集まらずして、まづほかの銀行その他の金融機関に流れる。そうすると農林金融の系統機関の組織がだん／＼くずれて行くといふことになる。その点について何か政府の方で対策がなければならぬ。それを何かお考えになつておりますか。これは銀行局長か農林金融課長にお尋ねいたします。

○河野(通)政府委員 お話の点はなかなか困難な問題でございまして、よく市中の普通銀行が、正規の金利以外の特別の裏利息と申しますか、そういうた特別の利息を出して、不当な競争によ

つて農協系統機関からの資金を吸収しておる、というふうなうわさをたびたび聞いていますので、いろ／＼事実について調査をいたしました。一、二そういう事例を私どもとしても確認をいたしましたところがあります。これらはもちろん市中の一般銀行としてやるべきことでありまので、かね／＼嚴重にそういつた特別利子を出すということは、禁止をいたして参つております。注意はいたしておりますが、まだあるいは根絶するまでに至つておらぬという実情があるかと思ひます。これは当然そういつたことはやめさせるように、極力今後指導して参りたい。銀行等の本来の金融機関は、やはり自分で預金を集めて行くのが本旨でありまして、そういつた人の集めた金を、やみ利息的なものを出して横へ流して行くということは、やるべきでないことは当然であります。今後御指摘のありました点については、さらに一層嚴重なる監督を加えて参りたい、かように考へます。

○農村委員 農林金融課長にお尋ねいたしますが、今銀行局長にお尋ねいたしましたように、農林の系統金融機関、農林中央金庫及び県の信連及び單位協同組合、これらの農林関係の系統金融機関は、農業手形を初めとしてすべて低利の農業金融を担当している。従つて今日金利の高い際には、こういう系統金融機関から、どうも高い利息のほかの商業方面へ金が流れやすい。現実にとん／＼流れている。これでは系統金融機関の使命が、だん／＼達成できないことになる。これは政府としてこれの対策がなければならぬと思ひますが、何かお考へになつておりますか。これはどうにもやむを得ないと放置して行かれるか。どうお考へになつておられますか。

○林田説明員 ただいま仰せになりましたように、最近におきまして信用金庫がど／＼農村の方へも進出したしますところ、あるいは郵便貯金の利率も上つて行くというふうなことで、だんだんほかへ流れる分量が多くなるというところを、非常に憂へておるのでございます。しかしこの問題は、翻つてみますると、やはり協同組合としてのいゝわゆる使命を、もつと農民一般に認識させて行くということが必要であります。するとともに、協同組合の経営者もつとりつばになつて行くということが必要であると思われまして、それで現在農民の心理を考へてみますると、この協同組合の経営者がおもしろくないというところで、郵便貯金ならば信用がある、あるいは信用金庫がりつばな店舗を持つておられます、その方が信用があるというふうなことで、その方へ預けるということが非常に多いのであります。あるいはまた協同組合が、い／＼これから米麦等の統制の問題なんかとも関連いたしましたして、自分で共販態勢を整えて行かなければならぬというふうなことになるかと、できるだけ自分たちの金を集めて、その金で買ひ上げ、あるいは売つて行くというふうなことも、必要になつて来るわけでありまして、私たちの方では、やはり協同組合をもつと充實させて行くということ、第一の運動として取上げたいというふうに思ひます。

○農村委員 最後に尋ねいたしますが、ただいまお配りいただいた昭和二十六年年度の農林漁業資金貸付の進捗状況を見ますと、農業の土地改良の資金、特に補助事業の融資のわくが二十九億五千四百万円あるところに、貸付決定が二月一ぱい、ようやく十億に達している。わくでもつて約十九億まだ残つております。この土地改良の補助事業の十九億だけがおもに残つておるが、これはなぜこれだけが出なかつたか、こういう点をお尋ねしておきます。

○林田説明員 土地改良のわくの問題でございますが、これは御承知のように積雪寒冷地帯の補助金というのが、この一月以降の予算においてついたのでございます。それが十五億あるのでございまして、一―三月に支出されて行くことになつておるのであります。それで政府の方では、一月中旬に大体その補助金の地区―どこが補助されるかを決定いたしましたして、しかる後に自己負担分の融資をやつて行くというところになりました。私たちの方ではできるだけ早く貸して行きたいということをお考へしておるのでございますが、その補助の決定が遅れましたがために現在遅れておるのであります。もうすでにこの決定も終りました、農林中金の方へど／＼上つて来ておりますから、三月中には支出が完了することと考へております。

○佐藤委員長 本日はこれにて散会いたします。次会は明八日午前十時より開会いたします。

午後零時四十三分散会